

## 決議案第1号

### 特定放射性廃棄物の処分に関する決議

国では、平成12年に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を制定し、平成29年には処分地選定に向け、科学的特性マップを公表の上、自治体との対話活動を始めており、こうした中、先般後志管内寿都町が、この法律に基づく文献調査への応募を検討していることが明らかになり、また、9月11日には神恵内村においても、商工団体から村議会に対し、文献調査への応募検討を求める請願が提出された。

寿都町の検討が明らかになって以来、周辺の自治体や団体からは再考を求める申入れや、風評被害への懸念から反対する声などが寄せられるなど、最終処分場を巡る議論については、放射性廃棄物に関する懸念や不安、一方で地域振興への期待など、立場の異なる関係者の意見がぶつかり、冷静な議論がなされづらい状況に陥っており、地域に修復困難な亀裂をもたらすことが懸念される。

北海道は、平成12年に幌延町における深地層研究の受入れに当たり、北海道議会での議論を経て「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定し、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」と宣言した全国で唯一の都道府県である。

よって、北海道議会は、国民的な課題である特定放射性廃棄物の処分の在り方について、本条例の制定趣旨を十分踏まえ、幅広い関係者の間で客観的な根拠に基づく冷静な議論が、透明性の高い形で行われることを求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

北海道議会